

松江市町内会・自治会活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松江市の交付する松江市町内会・自治会活動支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市町内会・自治会活動支援事業補助金
補助金交付の目的	松江市町内会・自治会組織振興に関する規則(平成17年松江市規則第182号)第2条に規定する単位自治会及び地区連合会(以下「自治会等」という。)が行う地域自治活動を支援することにより、地域住民の連帯感の醸成及び地域自治活動の促進を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	<p>1 交付の対象は、自治会等が行う次の各号のいずれかに該当する地域自治活動とする。</p> <p>(1) お祭り、スポーツ大会又は各種レクリエーション活動</p> <p>(2) 文化活動又は学習活動</p> <p>(3) 交通安全、防犯、防災その他の生活の安全の確保の維持に関する活動</p> <p>(4) 緑化の推進に寄与する活動</p> <p>(5) その他の市長が必要と認める地域自治活動</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付の対象としない。</p> <p>(1) 継続性がない一過性の活動</p> <p>(2) 参加料を徴収している活動</p> <p>(3) 旅行その他特定の個人の交流、親睦等を目的とした活動</p> <p>(4) 寺社等の宗教に関わりのある活動</p> <p>(5) 政治・商行為等、特定の目的のある活動</p> <p>(6) 他の補助事業等の補助金等を受けている活動</p>
交付の率又は金額	<p>補助金の額は、次の各号に掲げる補助区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 物品整備補助 自治会等が地域自治活動のために、購入する物品(購入単価1,000円未満のものは除く。購入した物品の管理を自治会等が行うものに限る。)に係る補助金の額は、当該物品購入費の3分の2の額(1,000円未満は切り捨て)とし、500,000円を上限とする。ただし市長が必要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 活動補助 自治会等が行う地域自治活動に係る補助金の額は、当該事業に要した経費(食糧費については1人300円までとし、物品購入費については10,000円までとする。)の2分の1の額(1,000円未満は切り捨て)とし、300,000円を上限とする。</p>

補助事業者の範囲	自治会等。ただし、この要綱の規定により、補助金の交付を受けた自治会等については、市長が特に必要と認める場合を除き、補助金の交付を受けた年度を含む5年間補助金交付の対象としない。
終期	令和7年3月31日

(補助金の交付の時期)

第3条 市長が規則第14条第1項ただし書に該当すると認めた場合で、補助事業者が活動支援事業（前条の表の交付の対象である事業の内容の項の規定に該当する事業をいう。以下同じ。）に要した経費の支払いが可能であることが確認できる書類を提出したときは、規則第14条第1項本文の規定にかかわらず、補助金を補助事業の完了前（活動支援事業の完了後であって、これらに要した経費の支払いを終える前をいう。以下同じ。）に交付することができる。

2 前項の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を請求する場合は、規則第14条第2項第2号に掲げる請求額内訳書に代わるものとして、活動支援事業の実施に係る契約書又は請求書を添付するものとする。

(実績報告)

第4条 前条第1項の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を請求する場合は、規則第12条の補助事業等実績報告書に、同条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、活動支援事業に要した経費の支払いを終えたことがわかる書類を添付するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。